

別紙

水産基盤整備事業（漁場）における回航・えい航費の計上について

令和2年4月1日以降発注の水産基盤整備事業（漁場）における回航・えい航費の計上について、次のとおりとする。

- (1) 「作業船動向調査資料（令和〇年〇月調査）（（一社）日本海上起重機協会北海道支部）」を主として使用。なお、この資料に記載のない作業船等は、（一社）北海道建設業協会発行の作業船一覧表から在港状況を確認。
- (2) 「作業船動向調査資料」は設計積算時点で最新のものを使用し、回航・えい航の起点とする。
- (3) 特記仕様書へは次のように記載。

< 特記仕様書 記載例 >

〇-〇 作業船の回航・えい航

当該工事に使用する主作業船について、〇月末現在の作業船動向調査資料より、〇〇港湾から〇〇漁港までの往復の回航費（えい航費）を計上している。

なお、復路について変更がある場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 工事終了後、〇〇漁港に係留する場合は、復路の費用を減額する。
- (2) 行き先が〇〇港湾より近距離の場合は、その距離に応じて減額する。
- (3) 行き先が〇〇港湾より遠距離の場合は、変更しない。